



パットワールド®

PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 80 2011年12月02日

イスラエル特許庁における特許政策変更(続き)

記

2010年06月25日付けの Vol. 67で掲載致しました 特許政策変更における「期限延長について」に関しては、2011年11月01日を発効日として次のように変更する、と発表されました。

1. 出願書類における方式的な欠陥を補正するための規定の応答期限は3ヶ月であるが、その延長期間は累計で6ヶ月に制限される。
2. Section18(対応外国情報の上申義務)に基づく通知への規定の応答期限は4ヶ月であるが、その延長期間は累計で6ヶ月に制限される。
3. 実体審査中のオフィスアクションへの応答については、その延長期間は累計で15ヶ月に制限される。更に、個々のオフィスアクションについては、規定の応答期限は4ヶ月であるが、その延長期間は6ヶ月以内とする。

審査中断の申請は、一般的には、Section18による通知に対して応答した後であり、且つ、最初のオフィスアクションが発行される前に、その申請が提出された場合にのみ認められる。

その申請には詳細な根拠が必要とされるが、どの程度なら十分であるか、現時点では明らかでない。今尚、EPO又はUSでの審査結果が出るまでイスラエルでの審査を中断させる申請が認められるかどうかは確認を要する。

上記の1～3項は新規出願及び既に係属中の出願に適用される。

発効日当日において既に審査に入っている出願に対しては、過去に取得した延長期間は累計15ヶ月の延長期間の算定にはカウントしない。

以上

(情報提供: Dr. Shlomo Cohen & Co.)